

## ＜墨田区女性活躍推進協議会の概要＞

## ●墨田区女性活躍推進協議会の設置目的（要綱第 1 条）

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 27 条第 1 項に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を効果的かつ円滑に実施していくため、設置しています。

## ●委員任期（要綱第 4 条）

令和 8 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日（2 年間）

## ●内容

## （1）協議事項（要綱第 2 条）

協議会において協議する事項は次のとおりです。

①区における女性活躍推進に関すること。

②その他協議会において必要と認めること。

※本区的女性活躍推進にかかる施策は、様々な関係機関でネットワークを形成し区の実情を踏まえて進めていくことが必要であることから、協議会では意見交換等を通じた連携を図ります。

## （2）委員構成（要綱第 3 条）

学識経験者、女性団体の代表者、教育・商工・町会関係、区民、行政関係等  
19 名以内

## （3）協議回数・場所

協議すべき案件が生じた場合に開催します。（年 1 回程度）

すみだ共生社会推進センターホール／墨田区押上 2-12-7-111

## （4）会議開催時間

1 時間程度

※墨田区男女共同参画推進委員会と同日開催する予定です。

## （5）会議の運営

会議は、原則公開です。

## 墨田区女性活躍推進協議会設置要綱

### (設置)

第1条 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第27条第1項に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を効果的かつ円滑に実施していくため、墨田区女性活躍推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

### (協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 区における女性活躍推進に関すること。
- (2) その他協議会において必要と認めること。

### (構成)

第3条 協議会の委員は、19名以内とし、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識を有する者、区民、事業者(法人その他の団体にあつては、その代表者)、地域団体の代表者等の中から区長が依頼する者
- (2) 総務部長及び総務部長及び総務部すみだ人権同和・男女共同参画事務所長の職にある者

### (任期)

第4条 委員の任期は、依頼の日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期途中で委員が退任したときは、新たな委員を補充することができる。ただし、その委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

### (招集)

第6条 会長は、協議会を招集し、会議を主宰する。

- 2 会長は、特に必要があると認めるときは、第3条の委員以外の者を臨時に参加させることができる。

### (会議の公開)

第7条 協議会は公開とする。ただし、協議会が不相当と認めるときは、公開しないことができる。

### (秘密保持義務)

第8条 協議会の委員は、協議会の活動で知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (庶務)

第9条 協議会の庶務は、総務部すみだ人権同和・男女共同参画事務所において処理する。

### (補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

#### 付 則

この要綱は、平成28年8月3日から適用する。

#### 付 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

#### 付 則

この要綱は、令和6年11月5日から適用する。